

## 令和4年度建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

R5.5.31

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
R4.12.22	改定	本編		【その他の独自基準】 橋梁架設工事の積算（令和4年度版）	新設	1
R4.12.22	改定	本編	IV-13	第IV編 共通工 第7章 橋梁工 [2]独自基準	適用範囲の改定	2
R4.12.22	改定	本編	15-1	第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2]独自基準	適用範囲の改定	3
R5.2.21	改定	本編	11-19	第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通 [2]独自基準	就業時間別の船員供用係数の改定	4
R5.2.24	改定	本編	IV-19	第IV編 道路 第7章橋梁工 [2]独自基準	工場製作における工数単価（直接労務費）の改定	5
R5.4.25	改定	別冊	VI-2-⑤-4	第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章市場単価 ⑤道路植栽工	植樹管理（せん定）の規格・仕様変更	6
R5.4.25	改定	本編	13-4～13-5(2)	第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費	「別表1 工種区分」における工種内容（その他土木工事(2)）の改定	7～9
R5.5.31	改定	本編	13-19～13-20(2)	第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ③土木請負工事における現場環境改善費の積算	現場環境改善費率の改定	10～11

# 令和4年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年12月23日

ページ	改定前（令和4年12月31日まで適用）	改定後（令和5年1月1日以降適用）																				
適用基準	<p>土地改良工事積算基準(土木工事) 令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土地改良工事積算基準(施設機械) 令和4年度</li> <li>■ 土地改良工事積算基準(機械経費) 令和4年度 発行：一般社団法人 農業農村整備情報総合センター 編集：農林水産省農村振興局整備部設計課 以下、「土地改良工事積算基準(〇〇)」という。</li> <li>■ 情報化施工技術の活用ガイドライン 令和4年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課 以下、「情報化施工技術の活用ガイドライン」という。</li> <li>■ 令和4年版 治山林道必修 積算・施工編 発行：社団法人日本治山治水協会・日本林道協会 監修：農林水産省 林野庁森林整備部計画課 以下、「治山林道必修」という。</li> </ul> <p>下表の3基準については、業界関係者(発注者以外)は市販本対応としています。発注者は下表の別冊(PDF配付)を利用してください。</p> <table border="1" data-bbox="616 726 1189 874"> <thead> <tr> <th>発注者以外</th> <th>発注者</th> </tr> <tr> <th>基準名(市販本)</th> <th>別冊(PDF配付)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編) 令和4年度</td> <td>【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(共通編)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 土木工事標準積算基準書(河川・道路編) 令和4年度</td> <td>【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(河川編) 【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(道路編)</td> </tr> <tr> <td>土地改良工事積算基準(土木工事) 令和4年度</td> <td>【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(農業農村整備編)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県基準に適用する围の運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国土交通省土木工事標準積算基準書(電気通信編)等の運用(令和4年3月) 国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室(国土交通省ホームページ掲載) <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisanki_jun/densekisanki_juntouyosho0403.pdf">https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisanki_jun/densekisanki_juntouyosho0403.pdf</a> なお、本運用の第1編積算基準 3. 機器単体費及び鋼構造製作物の設計単価の取扱いは適用しない。</li> </ul> <div data-bbox="616 1034 969 1145" style="border: 1px solid red; width: 158px; height: 70px; margin-top: 20px;"></div>	発注者以外	発注者	基準名(市販本)	別冊(PDF配付)	国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編) 令和4年度	【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(共通編)	国土交通省 土木工事標準積算基準書(河川・道路編) 令和4年度	【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(河川編) 【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(道路編)	土地改良工事積算基準(土木工事) 令和4年度	【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(農業農村整備編)	<p>土地改良工事積算基準(土木工事) 令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土地改良工事積算基準(施設機械) 令和4年度</li> <li>■ 土地改良工事積算基準(機械経費) 令和4年度 発行：一般社団法人 農業農村整備情報総合センター 編集：農林水産省農村振興局整備部設計課 以下、「土地改良工事積算基準(〇〇)」という。</li> <li>■ 情報化施工技術の活用ガイドライン 令和4年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課 以下、「情報化施工技術の活用ガイドライン」という。</li> <li>■ 令和4年版 治山林道必修 積算・施工編 発行：社団法人日本治山治水協会・日本林道協会 監修：農林水産省 林野庁森林整備部計画課 以下、「治山林道必修」という。</li> </ul> <p>下表の3基準については、業界関係者(発注者以外)は市販本対応としています。発注者は下表の別冊(PDF配付)を利用してください。</p> <table border="1" data-bbox="1305 718 1879 866"> <thead> <tr> <th>発注者以外</th> <th>発注者</th> </tr> <tr> <th>基準名(市販本)</th> <th>別冊(PDF配付)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編) 令和4年度</td> <td>【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(共通編)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 土木工事標準積算基準書(河川・道路編) 令和4年度</td> <td>【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(河川編) 【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(道路編)</td> </tr> <tr> <td>土地改良工事積算基準(土木工事) 令和4年度</td> <td>【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(農業農村整備編)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県基準に適用する围の運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国土交通省土木工事標準積算基準書(電気通信編)等の運用(令和4年3月) 国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室(国土交通省ホームページ掲載) <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisanki_jun/densekisanki_juntouyosho0403.pdf">https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisanki_jun/densekisanki_juntouyosho0403.pdf</a> なお、本運用の第1編積算基準 3. 機器単体費及び鋼構造製作物の設計単価の取扱いは適用しない。</li> </ul> <div data-bbox="1279 1034 1632 1145" style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【その他の独自基準】 (令和5年1月1日以降適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 橋梁架設工事の積算(令和4年度版) 発行：一般社団法人 日本建設機械施工協会 以下、「橋梁架設工事」という。</li> </ul> </div>	発注者以外	発注者	基準名(市販本)	別冊(PDF配付)	国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編) 令和4年度	【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(共通編)	国土交通省 土木工事標準積算基準書(河川・道路編) 令和4年度	【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(河川編) 【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(道路編)	土地改良工事積算基準(土木工事) 令和4年度	【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(農業農村整備編)
発注者以外	発注者																					
基準名(市販本)	別冊(PDF配付)																					
国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編) 令和4年度	【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(共通編)																					
国土交通省 土木工事標準積算基準書(河川・道路編) 令和4年度	【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(河川編) 【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(道路編)																					
土地改良工事積算基準(土木工事) 令和4年度	【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(農業農村整備編)																					
発注者以外	発注者																					
基準名(市販本)	別冊(PDF配付)																					
国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編) 令和4年度	【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(共通編)																					
国土交通省 土木工事標準積算基準書(河川・道路編) 令和4年度	【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(河川編) 【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(道路編)																					
土地改良工事積算基準(土木工事) 令和4年度	【別冊】令和4年度 建設工事積算基準(農業農村整備編)																					

追加 →

令和4年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年12月23日

ページ	改定前（令和4年12月31日まで適用）	改定後（令和5年1月1日以降適用）
<p>IV-13 第IV編 共通工 第7章 橋梁工 [2] 独自基準</p>	<p style="text-align: center;"><small>令和4年度建設工事積算基準</small> 第7章 橋梁工</p> <p>[1] 適用基準 土木工事標準積算基準書(道路編) 第IV編 道路 第7章 橋梁工 / ①鋼橋製作工～③橋台・橋脚工による。</p> <p>[2] 独自基準 次ページ以降に記載</p> <p style="text-align: center;">IV-13</p>	<p style="text-align: center;"><small>令和4年度建設工事積算基準</small> 第7章 橋梁工</p> <p>[1] 適用基準 土木工事標準積算基準書(道路編) 第IV編 道路 第7章 橋梁工 / ①鋼橋製作工～③橋台・橋脚工による。</p> <p>[2] 独自基準 (令和5年1月1日以降適用) 設計歩掛については、建設工事積算基準書(島根県農林水産部・土木部)によることを原則とするが、建設工事積算基準書(島根県農林水産部・土木部)及び土木工事標準積算書にないものについては、「橋梁架設工事の積算((一社)日本建設機械施工協会)」によるものとする。 その他については、次ページ以降に記載する。</p> <p style="text-align: center;">IV-13</p>

追加

令和4年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年12月23日

ページ	改定前（令和4年12月31日まで適用）	改定後（令和5年1月1日以降適用）
<p>13-1 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準</p>	<p style="text-align: center;">令和4年度建設工事積算基準</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>[1] 適用基準</p> <p>なし</p> <p>(土地改良工事積算基準(土木工事))</p> <p>土地改良事業等請負工事の価格積算要綱、土地改良事業等請負工事積算基準及び土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準は適用しない。</p> <p>[2] 独自基準</p> <p>① 総 則</p> <p>1. 適用範囲 本編は、農業農村整備事業の公共工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 なお、工事費の積算にあたっては、原則として「建設工事積算基準第1編第1章総則」の規定を適用するものとするが、これよりがたい規定及び農業農村整備事業独自の運用等については、本編に規定する。 また、農業農村整備事業請負工事の工事価格算定については、本編の標準歩掛及び積算参考歩掛を適用するものとするが、本編に定めのない場合は、「建設工事積算基準」各編等適切な歩掛を適用するものとする。</p> <p>2. 工種区分 工種区分は工事内容により適切に選定するものとし、別表1のとおりとする。ただし、2種以上の工種内容からなる工事については、それぞれの工種区分により算出した、直接工事費・事業損失防止施設費の合計額が最も大きい工種を適用する。</p> <p>3. 請負工事の工事費構成 「建設工事積算基準第1編第1章総則②請負工事の工事費構成」による。</p> <p style="text-align: center;">13-1</p>	<p style="text-align: center;">令和4年度建設工事積算基準</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>[1] 適用基準</p> <p>なし</p> <p>(土地改良工事積算基準(土木工事))</p> <p>土地改良事業等請負工事の価格積算要綱、土地改良事業等請負工事積算基準及び土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準は適用しない。</p> <p>[2] 独自基準</p> <p>① 総 則</p> <p>1. 適用範囲 本編は、農業農村整備事業の公共工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 なお、工事費の積算にあたっては、原則として「建設工事積算基準第1編第1章総則」の規定を適用するものとするが、これよりがたい規定及び農業農村整備事業独自の運用等については、本編に規定する。 また、農業農村整備事業請負工事の工事価格算定については、本編の標準歩掛及び積算参考歩掛を適用するものとするが、本編に定めのない場合は、「建設工事積算基準」各編等適切な歩掛を適用するものとする。 (令和5年1月1日以降適用) ただし、「建設工事積算基準 第IV編第7章 構築工 [2]独自基準」における「構築架設工事の積算（(一社)日本建設機械施工協会）」の使用については、適用除外とする。</p> <p>2. 工種区分 工種区分は工事内容により適切に選定するものとし、別表1のとおりとする。ただし、2種以上の工種内容からなる工事については、それぞれの工種区分により算出した、直接工事費・事業損失防止施設費の合計額が最も大きい工種を適用する。</p> <p>3. 請負工事の工事費構成 「建設工事積算基準第1編第1章総則②請負工事の工事費構成」による。</p> <p style="text-align: center;">13-1</p>

追加

令和4年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年2月21日

ページ	改定前（令和5年2月28日まで適用）	改定後（令和5年3月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>11-19</p> <p>第11編 港湾・漁港漁場整備</p> <p>第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通</p> <p>[2] 独自基準</p> <p>第4章 就業時間別の船員供用係数</p>	<p>【記載なし】</p>	<p style="text-align: center;">令和4年度建設工事積算基準</p> <p><b>第4章 就業時間別の船員供用係数</b></p> <p>（令和5年2月28日まで適用）</p> <p>港湾請負工事積算基準/単価表/2. 供用日数/2-1 作業船および付属品等 漁港漁場関係工事積算基準/単価表/2. 供用日数/2-1 作業船および付属品等</p> <p>（令和5年3月1日以降適用）</p> <p style="text-align: center;"><b>別表-4 就業時間別の船員供用係数</b></p> <p style="text-align: center;">船舶供用係数（a）と就業時間別の船員供用係数（β）（1ワック制）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係数</th> <th rowspan="3">船舶供用係数 ワンク (a)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="4">就業時間 08</th> <th colspan="4">就業時間 11時</th> </tr> <tr> <th>【船動時間 08】</th> <th>【船動時間 18】</th> <th>【船動時間 20】</th> <th>【船動時間 26】</th> <th>【船動時間 08】</th> <th>【船動時間 18】</th> <th>【船動時間 20】</th> <th>【船動時間 26】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1.65</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.32</td> <td>1.32</td> <td>1.43</td> <td>1.43</td> <td>1.55</td> <td>1.55</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1.90</td> <td>1.30</td> <td>1.30</td> <td>1.42</td> <td>1.42</td> <td>1.53</td> <td>1.53</td> <td>1.65</td> <td>1.65</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2.05</td> <td>1.42</td> <td>1.42</td> <td>1.57</td> <td>1.57</td> <td>1.68</td> <td>1.68</td> <td>1.80</td> <td>1.80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2.25</td> <td>1.60</td> <td>1.60</td> <td>1.72</td> <td>1.72</td> <td>1.83</td> <td>1.83</td> <td>1.95</td> <td>1.95</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2.45</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.92</td> <td>1.92</td> <td>1.99</td> <td>1.99</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2.65</td> <td>1.90</td> <td>1.90</td> <td>1.92</td> <td>1.92</td> <td>2.03</td> <td>2.03</td> <td>2.15</td> <td>2.15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>2.90</td> <td>1.95</td> <td>1.95</td> <td>2.07</td> <td>2.07</td> <td>2.18</td> <td>2.18</td> <td>2.30</td> <td>2.30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>3.20</td> <td>2.15</td> <td>2.15</td> <td>2.27</td> <td>2.27</td> <td>2.38</td> <td>2.38</td> <td>2.50</td> <td>2.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>3.70</td> <td>2.40</td> <td>2.40</td> <td>2.52</td> <td>2.52</td> <td>2.63</td> <td>2.63</td> <td>2.75</td> <td>2.75</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">船舶供用係数（a）と就業時間別の船員供用係数（β）（2ワック制）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係数</th> <th rowspan="3">船舶供用係数 ワンク (a)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="4">就業時間 18時</th> <th colspan="4">就業時間 22時</th> </tr> <tr> <th>【船動時間 08】</th> <th>【船動時間 20】</th> <th>【船動時間 08】</th> <th>【船動時間 20】</th> <th>【船動時間 18】</th> <th>【船動時間 26】</th> <th>【船動時間 18】</th> <th>【船動時間 26】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1.60</td> <td>1.21</td> <td>1.21</td> <td>1.35</td> <td>1.35</td> <td>1.48</td> <td>1.48</td> <td>1.62</td> <td>1.62</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1.80</td> <td>1.31</td> <td>1.31</td> <td>1.45</td> <td>1.45</td> <td>1.58</td> <td>1.58</td> <td>1.72</td> <td>1.72</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2.05</td> <td>1.46</td> <td>1.46</td> <td>1.60</td> <td>1.60</td> <td>1.73</td> <td>1.73</td> <td>1.87</td> <td>1.87</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2.25</td> <td>1.61</td> <td>1.61</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.88</td> <td>1.88</td> <td>2.02</td> <td>2.02</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2.45</td> <td>1.71</td> <td>1.71</td> <td>1.85</td> <td>1.85</td> <td>1.98</td> <td>1.98</td> <td>2.12</td> <td>2.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2.65</td> <td>1.81</td> <td>1.81</td> <td>1.95</td> <td>1.95</td> <td>2.08</td> <td>2.08</td> <td>2.22</td> <td>2.22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>2.90</td> <td>1.90</td> <td>1.90</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.23</td> <td>2.23</td> <td>2.37</td> <td>2.37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>3.20</td> <td>2.16</td> <td>2.16</td> <td>2.30</td> <td>2.30</td> <td>2.43</td> <td>2.43</td> <td>2.57</td> <td>2.57</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>3.70</td> <td>2.41</td> <td>2.41</td> <td>2.55</td> <td>2.55</td> <td>2.68</td> <td>2.68</td> <td>2.82</td> <td>2.82</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注）1. 労働者Aにおける就業時間別の船員供用係数（β）は、就業時間08 船動時間08 船動時間08の組合を除き、労働者Bを含む労働者の船員供用係数として算出する。就業時間別の船員供用係数（β）（ワンク制）と2ワック制とは、労働者Bを含む労働者の船員供用係数（β）の算出式を主に適用する。</p> <p>2. 就業時間別の船員供用係数（β）は、労働時間別の船員供用係数（β）に労働時間別の船員供用係数（β）を乗じた値とする。</p> <p>3. 上記船員供用係数以外に、船主等も乗用する。</p> <p style="text-align: center;">就業時間別の船員供用係数（β）の算出式</p> $\beta = \beta_1 + \beta_2 \rightarrow \text{船員供用係数} = 1.25 \times \text{船動時間} + 0.25 \times \text{操業時間} \times \text{ワンク制}$ <p style="text-align: center;">*（本表を参照）</p> <p>β<sub>1</sub>：時間外手当および標準手当を考慮した船員供用係数 β<sub>2</sub>：就業時間別の船員供用係数 船員供用係数：労働時間別の船員供用係数の2倍となる算出式とする。 ただし、2ワック制における船員供用係数計算に於ける労働時間数は、2ワック制の合計労働時間とする。</p>	係数	船舶供用係数 ワンク (a)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考	就業時間 08				就業時間 11時				【船動時間 08】	【船動時間 18】	【船動時間 20】	【船動時間 26】	【船動時間 08】	【船動時間 18】	【船動時間 20】	【船動時間 26】	1	1.65	1.20	1.20	1.32	1.32	1.43	1.43	1.55	1.55		2	1.90	1.30	1.30	1.42	1.42	1.53	1.53	1.65	1.65		3	2.05	1.42	1.42	1.57	1.57	1.68	1.68	1.80	1.80		4	2.25	1.60	1.60	1.72	1.72	1.83	1.83	1.95	1.95		5	2.45	1.75	1.75	1.92	1.92	1.99	1.99	2.10	2.10		6	2.65	1.90	1.90	1.92	1.92	2.03	2.03	2.15	2.15		7	2.90	1.95	1.95	2.07	2.07	2.18	2.18	2.30	2.30		8	3.20	2.15	2.15	2.27	2.27	2.38	2.38	2.50	2.50		9	3.70	2.40	2.40	2.52	2.52	2.63	2.63	2.75	2.75		係数	船舶供用係数 ワンク (a)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考	就業時間 18時				就業時間 22時				【船動時間 08】	【船動時間 20】	【船動時間 08】	【船動時間 20】	【船動時間 18】	【船動時間 26】	【船動時間 18】	【船動時間 26】	1	1.60	1.21	1.21	1.35	1.35	1.48	1.48	1.62	1.62		2	1.80	1.31	1.31	1.45	1.45	1.58	1.58	1.72	1.72		3	2.05	1.46	1.46	1.60	1.60	1.73	1.73	1.87	1.87		4	2.25	1.61	1.61	1.75	1.75	1.88	1.88	2.02	2.02		5	2.45	1.71	1.71	1.85	1.85	1.98	1.98	2.12	2.12		6	2.65	1.81	1.81	1.95	1.95	2.08	2.08	2.22	2.22		7	2.90	1.90	1.90	2.10	2.10	2.23	2.23	2.37	2.37		8	3.20	2.16	2.16	2.30	2.30	2.43	2.43	2.57	2.57		9	3.70	2.41	2.41	2.55	2.55	2.68	2.68	2.82	2.82	
係数	船舶供用係数 ワンク (a)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考																																																																																																																																																																																																																																																				
		就業時間 08				就業時間 11時																																																																																																																																																																																																																																																								
		【船動時間 08】	【船動時間 18】	【船動時間 20】	【船動時間 26】	【船動時間 08】	【船動時間 18】	【船動時間 20】	【船動時間 26】																																																																																																																																																																																																																																																					
1	1.65	1.20	1.20	1.32	1.32	1.43	1.43	1.55	1.55																																																																																																																																																																																																																																																					
2	1.90	1.30	1.30	1.42	1.42	1.53	1.53	1.65	1.65																																																																																																																																																																																																																																																					
3	2.05	1.42	1.42	1.57	1.57	1.68	1.68	1.80	1.80																																																																																																																																																																																																																																																					
4	2.25	1.60	1.60	1.72	1.72	1.83	1.83	1.95	1.95																																																																																																																																																																																																																																																					
5	2.45	1.75	1.75	1.92	1.92	1.99	1.99	2.10	2.10																																																																																																																																																																																																																																																					
6	2.65	1.90	1.90	1.92	1.92	2.03	2.03	2.15	2.15																																																																																																																																																																																																																																																					
7	2.90	1.95	1.95	2.07	2.07	2.18	2.18	2.30	2.30																																																																																																																																																																																																																																																					
8	3.20	2.15	2.15	2.27	2.27	2.38	2.38	2.50	2.50																																																																																																																																																																																																																																																					
9	3.70	2.40	2.40	2.52	2.52	2.63	2.63	2.75	2.75																																																																																																																																																																																																																																																					
係数	船舶供用係数 ワンク (a)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考																																																																																																																																																																																																																																																				
		就業時間 18時				就業時間 22時																																																																																																																																																																																																																																																								
		【船動時間 08】	【船動時間 20】	【船動時間 08】	【船動時間 20】	【船動時間 18】	【船動時間 26】	【船動時間 18】	【船動時間 26】																																																																																																																																																																																																																																																					
1	1.60	1.21	1.21	1.35	1.35	1.48	1.48	1.62	1.62																																																																																																																																																																																																																																																					
2	1.80	1.31	1.31	1.45	1.45	1.58	1.58	1.72	1.72																																																																																																																																																																																																																																																					
3	2.05	1.46	1.46	1.60	1.60	1.73	1.73	1.87	1.87																																																																																																																																																																																																																																																					
4	2.25	1.61	1.61	1.75	1.75	1.88	1.88	2.02	2.02																																																																																																																																																																																																																																																					
5	2.45	1.71	1.71	1.85	1.85	1.98	1.98	2.12	2.12																																																																																																																																																																																																																																																					
6	2.65	1.81	1.81	1.95	1.95	2.08	2.08	2.22	2.22																																																																																																																																																																																																																																																					
7	2.90	1.90	1.90	2.10	2.10	2.23	2.23	2.37	2.37																																																																																																																																																																																																																																																					
8	3.20	2.16	2.16	2.30	2.30	2.43	2.43	2.57	2.57																																																																																																																																																																																																																																																					
9	3.70	2.41	2.41	2.55	2.55	2.68	2.68	2.82	2.82																																																																																																																																																																																																																																																					

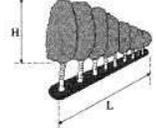
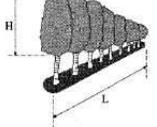
## 令和4年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年2月24日

ページ	改定前（令和5年2月28日まで適用）	改定後（令和5年3月1日以降適用）
<p><b>IV-19</b> 第IV編 道路 第7章 橋梁工 [2] 独自基準</p>	<p>【記載なし】</p>	<p style="text-align: right; font-size: small;">令和4年度建設工事積算基準</p> <p style="font-size: x-small;">（令和5年3月1日以降適用）</p> <p>土木工事標準積算基準書（共通編） 第IV編 道路</p> <p>第7章 橋梁工／ ①鋼橋製作工 3. 鋼橋製作費</p> <p>3-2 製作工労務単価 を次のとおり読み替える。</p> <p>工橋製作における工数単価（直接労務費）は28,700円とする。</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">IV-19</p>

令和4年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年4月25日

ページ	改定前（令和5年4月30日まで適用）	改定後（令和5年5月1日以降適用）																																																																																														
<p>VI-2-⑤-4 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章市場単価 ⑤道路植栽工</p>	<p>表2.4 地被類植付工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地被類植付工</td> <td>各種</td> <td>鉢</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.5 植樹管理(せん定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">高木せん定</td> <td rowspan="2">夏期せん定期</td> <td>幹周 60cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 60cm 以上 120cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冬期せん定期</td> <td>幹周 60cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 60cm 以上 120cm 未満</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 夏期せん定とは、樹幹の乱れや繁茂し混みすぎた枝を整えることを目的としたせん定をいう。 冬期せん定とは、自然樹形の骨格枝を作ることを目的としたせん定をいう。(基本せん定ともいう)</p> <p>表2.6 植樹管理(せん定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">低木・中木せん定</td> <td rowspan="3">球形</td> <td>樹高 100cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 100cm 以上 200cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 200cm 以上 300cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">円筒形</td> <td>樹高 100cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 100cm 以上 200cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 200cm 以上 300cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寄植せん定</td> <td>低木</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 低木には、雑物、一本立を含む。 2. 寄植せん定の施工数量は低木は植地面積とし、中木は刈り込み後面積(表面積)とする。(図-1参照) 3. 樹木の規格・仕様は、せん定後の高さで判定する。</p> <p>(図-1) 寄植せん定・防除の施工面積の判定</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>低木</p> <p>植地面積 (投影面積)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>中木</p> <p>表面積 <math>L \times H \times 2 + L \times W + W \times H \times 2</math> (側面) (天端) (端部)</p> <p>片面の刈り込みをしない場合は、その部分の面積を控除する。</p> </div> </div> <p>VI-2-⑤-4</p>	区分	規格・仕様	単位	地被類植付工	各種	鉢	区分	規格・仕様	単位	高木せん定	夏期せん定期	幹周 60cm 未満	本	幹周 60cm 以上 120cm 未満	本	冬期せん定期	幹周 60cm 未満	本	幹周 60cm 以上 120cm 未満	本	区分	規格・仕様	単位	低木・中木せん定	球形	樹高 100cm 未満	本	樹高 100cm 以上 200cm 未満	本	樹高 200cm 以上 300cm 未満	本	円筒形	樹高 100cm 未満	本	樹高 100cm 以上 200cm 未満	本	樹高 200cm 以上 300cm 未満	本	寄植せん定	低木	m <sup>2</sup>	中木	m <sup>2</sup>	<p>表2.4 地被類植付工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地被類植付工</td> <td>各種</td> <td>鉢</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.5 植樹管理(せん定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">高木せん定</td> <td rowspan="4">夏期せん定期</td> <td>幹周 30cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 30cm 以上 60cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 60cm 以上 90cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 90cm 以上 120cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">冬期せん定期</td> <td>幹周 30cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 30cm 以上 60cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 60cm 以上 90cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 90cm 以上 120cm 未満</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 夏期せん定とは、樹幹の乱れや繁茂し混みすぎた枝を整えることを目的としたせん定をいう。 冬期せん定とは、自然樹形の骨格枝を作ることを目的としたせん定をいう。(基本せん定ともいう)</p> <p>表2.6 植樹管理(せん定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">低木・中木せん定</td> <td rowspan="3">球形</td> <td>樹高 100cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 100cm 以上 200cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 200cm 以上 300cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">円筒形</td> <td>樹高 100cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 100cm 以上 200cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 200cm 以上 300cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寄植せん定</td> <td>低木</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 低木には、雑物、一本立を含む。 2. 寄植せん定の施工数量は低木は植地面積とし、中木は刈り込み後面積(表面積)とする。(図-1参照) 3. 樹木の規格・仕様は、せん定後の高さで判定する。</p> <p>(図-1) 寄植せん定・防除の施工面積の判定</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>低木</p> <p>植地面積 (投影面積)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>中木</p> <p>表面積 <math>L \times H \times 2 + L \times W + W \times H \times 2</math> (側面) (天端) (端部)</p> <p>片面の刈り込みをしない場合は、その部分の面積を控除する。</p> </div> </div> <p>VI-2-⑤-4</p>	区分	規格・仕様	単位	地被類植付工	各種	鉢	区分	規格・仕様	単位	高木せん定	夏期せん定期	幹周 30cm 未満	本	幹周 30cm 以上 60cm 未満	本	幹周 60cm 以上 90cm 未満	本	幹周 90cm 以上 120cm 未満	本	冬期せん定期	幹周 30cm 未満	本	幹周 30cm 以上 60cm 未満	本	幹周 60cm 以上 90cm 未満	本	幹周 90cm 以上 120cm 未満	本	区分	規格・仕様	単位	低木・中木せん定	球形	樹高 100cm 未満	本	樹高 100cm 以上 200cm 未満	本	樹高 200cm 以上 300cm 未満	本	円筒形	樹高 100cm 未満	本	樹高 100cm 以上 200cm 未満	本	樹高 200cm 以上 300cm 未満	本	寄植せん定	低木	m <sup>2</sup>	中木	m <sup>2</sup>
区分	規格・仕様	単位																																																																																														
地被類植付工	各種	鉢																																																																																														
区分	規格・仕様	単位																																																																																														
高木せん定	夏期せん定期	幹周 60cm 未満	本																																																																																													
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本																																																																																													
	冬期せん定期	幹周 60cm 未満	本																																																																																													
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本																																																																																													
区分	規格・仕様	単位																																																																																														
低木・中木せん定	球形	樹高 100cm 未満	本																																																																																													
		樹高 100cm 以上 200cm 未満	本																																																																																													
		樹高 200cm 以上 300cm 未満	本																																																																																													
	円筒形	樹高 100cm 未満	本																																																																																													
		樹高 100cm 以上 200cm 未満	本																																																																																													
		樹高 200cm 以上 300cm 未満	本																																																																																													
寄植せん定	低木	m <sup>2</sup>																																																																																														
	中木	m <sup>2</sup>																																																																																														
区分	規格・仕様	単位																																																																																														
地被類植付工	各種	鉢																																																																																														
区分	規格・仕様	単位																																																																																														
高木せん定	夏期せん定期	幹周 30cm 未満	本																																																																																													
		幹周 30cm 以上 60cm 未満	本																																																																																													
		幹周 60cm 以上 90cm 未満	本																																																																																													
		幹周 90cm 以上 120cm 未満	本																																																																																													
	冬期せん定期	幹周 30cm 未満	本																																																																																													
		幹周 30cm 以上 60cm 未満	本																																																																																													
		幹周 60cm 以上 90cm 未満	本																																																																																													
		幹周 90cm 以上 120cm 未満	本																																																																																													
区分	規格・仕様	単位																																																																																														
低木・中木せん定	球形	樹高 100cm 未満	本																																																																																													
		樹高 100cm 以上 200cm 未満	本																																																																																													
		樹高 200cm 以上 300cm 未満	本																																																																																													
	円筒形	樹高 100cm 未満	本																																																																																													
		樹高 100cm 以上 200cm 未満	本																																																																																													
		樹高 200cm 以上 300cm 未満	本																																																																																													
寄植せん定	低木	m <sup>2</sup>																																																																																														
	中木	m <sup>2</sup>																																																																																														

# 令和4年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年4月25日

ページ	改定前（令和5年4月30日まで適用）	改定後（令和5年5月1日以降適用）																																																												
<p>13-4 第13編 農業農村整備 第1章 総則 【2】独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表1 工種区分</p>	<p>別表1 工種区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備工事</td> <td>農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>農用地造成工事</td> <td>農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設及び修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>水路トンネル工事</td> <td>新設・改修(支保工、矢板を再建送する作業)及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水路工事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>排水路工事</td> <td>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 樁梁、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事</td> </tr> <tr> <td>河川工事</td> <td>河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td>管水路工事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、細かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>管更正工事</td> <td>管水路に関する工事において、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td>細かん施設工事</td> <td>樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>干拓工事</td> <td>ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>コンクリートの補修工事において、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	ほ場整備工事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事	農用地造成工事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事	舗装工事	舗装の新設及び修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	水路トンネル工事	新設・改修(支保工、矢板を再建送する作業)及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。	水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事	排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 樁梁、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	河川工事	河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管水路工事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、細かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	管更正工事	管水路に関する工事において、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事	細かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事	干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)	海岸工事	海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事において、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。	<p>別表1 工種区分 (令和5年4月30日まで適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備工事</td> <td>農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>農用地造成工事</td> <td>農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設及び修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>水路トンネル工事</td> <td>新設・改修(支保工、矢板を再建送する作業)及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水路工事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>排水路工事</td> <td>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 樁梁、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事</td> </tr> <tr> <td>河川工事</td> <td>河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td>管水路工事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、細かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>管更正工事</td> <td>管水路に関する工事において、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td>細かん施設工事</td> <td>樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>干拓工事</td> <td>ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>コンクリートの補修工事において、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	ほ場整備工事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事	農用地造成工事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事	舗装工事	舗装の新設及び修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	水路トンネル工事	新設・改修(支保工、矢板を再建送する作業)及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。	水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事	排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 樁梁、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	河川工事	河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管水路工事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、細かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	管更正工事	管水路に関する工事において、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事	細かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事	干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)	海岸工事	海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事において、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。
工種区分	工 種 内 容																																																													
ほ場整備工事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事																																																													
農用地造成工事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事																																																													
舗装工事	舗装の新設及び修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事																																																													
道路改良工事	道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																																													
水路トンネル工事	新設・改修(支保工、矢板を再建送する作業)及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。																																																													
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事																																																													
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 樁梁、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事																																																													
河川工事	河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																																																													
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、細かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。																																																													
管更正工事	管水路に関する工事において、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事																																																													
細かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事																																																													
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)																																																													
海岸工事	海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																																													
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事において、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。																																																													
工種区分	工 種 内 容																																																													
ほ場整備工事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事																																																													
農用地造成工事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事																																																													
舗装工事	舗装の新設及び修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事																																																													
道路改良工事	道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																																													
水路トンネル工事	新設・改修(支保工、矢板を再建送する作業)及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。																																																													
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事																																																													
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 樁梁、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事																																																													
河川工事	河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																																																													
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、細かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。																																																													
管更正工事	管水路に関する工事において、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事																																																													
細かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事																																																													
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)																																																													
海岸工事	海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																																													
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事において、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。																																																													

令和4年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年4月25日

ページ	改定前（令和5年4月30日まで適用）	改定後（令和5年5月1日以降適用）																																
<p>13-5(1) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 【2】独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表1 工種区分</p>	<p>(記載なし)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1256 368 1944 395">別表1 工種区分（令和5年5月1日以降適用）</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1256 395 1413 416">工種区分</th> <th data-bbox="1413 395 1944 416">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 416 1413 456">ほ 場 整 備 工 事</td> <td data-bbox="1413 416 1944 456">農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 456 1413 477">農 用 地 造 成 工 事</td> <td data-bbox="1413 456 1944 477">農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 477 1413 549">舗 装 工 事</td> <td data-bbox="1413 477 1944 549">舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍土抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 549 1413 620">道 路 改 良 工 事</td> <td data-bbox="1413 549 1944 620">道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪前防 止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 620 1413 676">水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td data-bbox="1413 620 1944 676">新設・改修(支保工、矢板を再建送する作業)及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 676 1413 732">水 路 工 事</td> <td data-bbox="1413 676 1944 732">用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フレーム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 732 1413 788">排 水 路 工 事</td> <td data-bbox="1413 732 1944 788">排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 788 1413 892">河 川 工 事</td> <td data-bbox="1413 788 1944 892">河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 892 1413 948">管 水 路 工 事</td> <td data-bbox="1413 892 1944 948">既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 948 1413 968">管 更 正 工 事</td> <td data-bbox="1413 948 1944 968">管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 968 1413 1024">畑 かん 施 設 工 事</td> <td data-bbox="1413 968 1944 1024">樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1024 1413 1064">干 拓 工 事</td> <td data-bbox="1413 1024 1944 1064">ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1064 1413 1200">海 岸 工 事</td> <td data-bbox="1413 1064 1944 1200">海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1200 1413 1287">コンクリート補修工事</td> <td data-bbox="1413 1200 1944 1287">コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	別表1 工種区分（令和5年5月1日以降適用）		工種区分	工 種 内 容	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事	舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍土抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事	道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪前防 止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修(支保工、矢板を再建送する作業)及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フレーム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事	排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	管 更 正 工 事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事	畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事	干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)	海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。
別表1 工種区分（令和5年5月1日以降適用）																																		
工種区分	工 種 内 容																																	
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事																																	
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事																																	
舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍土抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事																																	
道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪前防 止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																	
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修(支保工、矢板を再建送する作業)及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。																																	
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フレーム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事																																	
排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事																																	
河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																																	
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。																																	
管 更 正 工 事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事																																	
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事																																	
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)																																	
海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																	
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。																																	

令和4年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年4月25日

ページ	改定前（令和5年4月30日まで適用）	改定後（令和5年5月1日以降適用）																								
<p>13-5(2) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表1 工種区分</p>	<p>(記載なし)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1258 371 1406 395">工 種 区 分</th> <th data-bbox="1411 371 1951 395">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1258 399 1406 454">た め 池 工 事</td> <td data-bbox="1411 399 1951 454">ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 458 1406 529">そ の 他 土 木 工 事 (1)</td> <td data-bbox="1411 458 1951 529">コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 533 1406 588">そ の 他 土 木 工 事 (2)</td> <td data-bbox="1411 533 1951 588">他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、法面工、ため池廃止、ため池附帯構造物（安全施設工等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 592 1406 616">フ ィ ル タ イ プ 工 事</td> <td data-bbox="1411 592 1951 616">フ ィ ル タ イ プ で 本 体 を 主 体 と す る 工 事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 619 1406 643">コ ン ク リ ー ト ダ ム 工 事</td> <td data-bbox="1411 619 1951 643">コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 646 1406 702">河 川 ・ 道 路 構 造 物 工 事</td> <td data-bbox="1411 646 1951 702">1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製の橋)工事、橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 705 1406 729">P C 橋 工 事</td> <td data-bbox="1411 705 1951 729">1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 732 1406 900">鋼 橋 架 設 工 事</td> <td data-bbox="1411 732 1951 900">鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 903 1406 927">公 園 工 事</td> <td data-bbox="1411 903 1951 927">公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 930 1406 962">ト ン ネ ル 工 事</td> <td data-bbox="1411 930 1951 962">トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本工事を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 965 1406 989">橋 梁 保 全 工 事</td> <td data-bbox="1411 965 1951 989">橋梁 (上部工、下部工) に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事 (塗装、舗装打ち換え等は除く)</td> </tr> </tbody> </table>	工 種 区 分	工 種 内 容	た め 池 工 事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。	そ の 他 土 木 工 事 (1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	そ の 他 土 木 工 事 (2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、法面工、ため池廃止、ため池附帯構造物（安全施設工等）	フ ィ ル タ イ プ 工 事	フ ィ ル タ イ プ で 本 体 を 主 体 と す る 工 事	コ ン ク リ ー ト ダ ム 工 事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)	河 川 ・ 道 路 構 造 物 工 事	1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製の橋)工事、橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	P C 橋 工 事	1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事	鋼 橋 架 設 工 事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	公 園 工 事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	ト ン ネ ル 工 事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本工事を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	橋 梁 保 全 工 事	橋梁 (上部工、下部工) に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事 (塗装、舗装打ち換え等は除く)
工 種 区 分	工 種 内 容																									
た め 池 工 事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。																									
そ の 他 土 木 工 事 (1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																									
そ の 他 土 木 工 事 (2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、法面工、ため池廃止、ため池附帯構造物（安全施設工等）																									
フ ィ ル タ イ プ 工 事	フ ィ ル タ イ プ で 本 体 を 主 体 と す る 工 事																									
コ ン ク リ ー ト ダ ム 工 事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)																									
河 川 ・ 道 路 構 造 物 工 事	1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製の橋)工事、橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																									
P C 橋 工 事	1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事																									
鋼 橋 架 設 工 事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																									
公 園 工 事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																									
ト ン ネ ル 工 事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本工事を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																									
橋 梁 保 全 工 事	橋梁 (上部工、下部工) に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事 (塗装、舗装打ち換え等は除く)																									

# 令和4年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年5月31日

ページ	改定前（令和5年5月31日まで適用）	改定後（令和5年6月1日以降適用）																		
<p><b>13-19</b> 第13編 農業農村整備 第1章 総則 【2】独自基準 ⑨土木請負工事における現場環境改善費の積算</p>	<p><b>⑨ 土木請負工事における現場環境改善費の積算</b></p> <p>1 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善等が必要と認められる場合に適用する。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とする。</p> <p>3 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。 ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 <math>K = i \cdot Pi + \alpha</math> ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費〔処分費等を除く〕＋支給品費＋官賃額） <math>\alpha</math>：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額：Pi</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官賃額</td> <td style="text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;"><math>i=1674.2 \cdot Pi^{0.4356}</math></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;">0.27</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 実施内容が、標準的な現場環境改善で5項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ウ 積上げ計上分（<math>\alpha</math>）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。</p> <p>エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。</p> <p>オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p> <p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（<math>\alpha</math>）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>(3) その他 現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）（案）」による。</p>	対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）	直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官賃額	5億円以下の場合	$i=1674.2 \cdot Pi^{0.4356}$		5億円を超える場合	0.27	<p><b>⑨ 土木請負工事における現場環境改善費の積算（令和5年5月31日まで適用）</b></p> <p>1 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善等が必要と認められる場合に適用する。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とする。</p> <p>3 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。 ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 <math>K = i \cdot Pi + \alpha</math> ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費〔処分費等を除く〕＋支給品費＋官賃額） <math>\alpha</math>：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額：Pi</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官賃額</td> <td style="text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;"><math>i=1674.2 \cdot Pi^{0.4356}</math></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;">0.27</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 実施内容が、標準的な現場環境改善で5項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ウ 積上げ計上分（<math>\alpha</math>）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。</p> <p>エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。</p> <p>オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p> <p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（<math>\alpha</math>）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>(3) その他 現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）（案）」による。</p>	対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）	直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官賃額	5億円以下の場合	$i=1674.2 \cdot Pi^{0.4356}$		5億円を超える場合	0.27
対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）																		
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官賃額	5億円以下の場合	$i=1674.2 \cdot Pi^{0.4356}$																		
	5億円を超える場合	0.27																		
対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）																		
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官賃額	5億円以下の場合	$i=1674.2 \cdot Pi^{0.4356}$																		
	5億円を超える場合	0.27																		

令和4年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年5月31日

ページ	改定前（令和5年5月31日まで適用）	改定後（令和5年6月1日以降適用）												
<p>13-20(1) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 【2】独自基準 ⑨土木請負工事における 現場環境改善費の積算</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p>⑨ 土木請負工事における現場環境改善費の積算（令和5年6月1日以降適用）</p> <p>1 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善等が必要と認められる場合に適用する。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とする。</p> <p>3 積算方法 （1）現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。 ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 <math>K = i \cdot P_i + \alpha</math> ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） P<sub>i</sub>：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官賃額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）</p> <table border="1" data-bbox="1285 730 1917 865"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額：P<sub>i</sub></th> <th>現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接工事費 （処分費等を除く） +</td> <td>5億円以下の場合</td> <td><math>i=261.7 \cdot P_i^{0.3279}</math></td> </tr> <tr> <td>支給品費 +</td> <td>5億円を超える場合</td> <td>0.37</td> </tr> <tr> <td>官賃額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 実施内容が、標準的な現場環境改善で5項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。</p> <p>エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。</p> <p>オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p> <p>（2） 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（P<sub>i</sub>）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>（3） その他 現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）（案）」による。</p>	対象額：P <sub>i</sub>		現場環境改善費率：i（％）	直接工事費 （処分費等を除く） +	5億円以下の場合	$i=261.7 \cdot P_i^{0.3279}$	支給品費 +	5億円を超える場合	0.37	官賃額		
対象額：P <sub>i</sub>		現場環境改善費率：i（％）												
直接工事費 （処分費等を除く） +	5億円以下の場合	$i=261.7 \cdot P_i^{0.3279}$												
支給品費 +	5億円を超える場合	0.37												
官賃額														